

### 報告事項 1

#### 入園要件の緩和について

入園要件の一つである保護者の就労時間等の要件を緩和し、保護者の多様な働き方に対応した保育サービスを提供します。

##### 【就労要件】 令和5年度より変更

	変更前	変更後
時間	月64時間以上	月 48 時間以上
日数等	1日4時間以上かつ週4日以上 または月 16 日以上	週3日以上 または月 12 日以上

### 報告事項 2

#### 野々市市保育士宿舎借り上げ支援事業について

##### 目的

保育士用宿舎を借り上げるための費用を補助することにより、保育士が働きやすい環境を整備し、保育士の人材確保及び離職防止を図る。

##### 対象事業者

市内の私立保育所及び認定こども園を運営する事業者

##### 対象保育士

市内の私立保育所又は認定こども園において、1日6時間以上かつ月20日以上保育に従事し、かつ対象事業者に採用された日から起算して5年以内の保育士

##### 対象宿舎

対象事業者が契約者となり、保育士を居住させるために借り上げた市内の施設

##### 対象経費

賃借料、共益費及び管理費、礼金及び更新料

※保育士から対象経費の一部を徴収している場合は、その額を控除

##### 補助額

補助基準額(1戸当たり月額53,000円)又は対象経費のいずれか低い額の3/4

(負担割合:国1/2、市1/4、事業者1/4)

##### 補助開始時期(予定)

令和5年4月1日

### 報告事項 3

#### 市立保育園における3歳以上児の主食提供について

現在、市立保育園では、各園で調理した副食と合わせて、各家庭から持参した主食(ごはん)を提供していますが、令和5年度より、就労する保護者の負担軽減と、食の安全・安心の確保のために、3歳以上児に主食を提供し、完全給食とします。(0~2歳児は現在も完全給食です。)保護者には副食費同様、米代の実費をご負担いただきます。